

# 企業向け地震保険

AIG損保は、企業の皆さまを地震リスクからお守りします!

企業財産保険(ニュープロパティガード)に地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)Nをセットすることで、地震または噴火による火災、損壊<sup>\*</sup>、津波などによって生じた損害に対して、保険金をお支払いします。



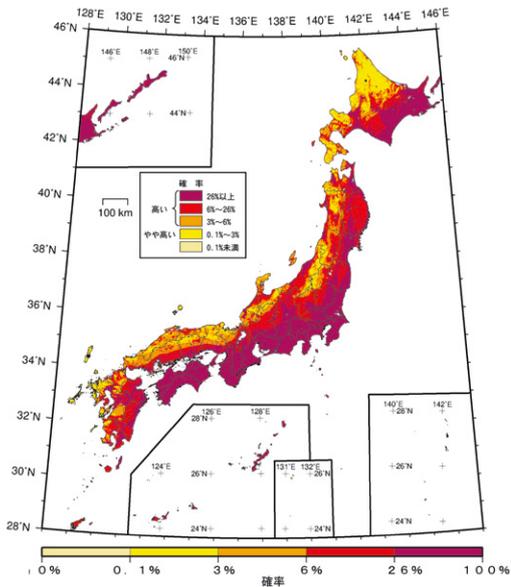
さらに!

地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)Nや営業継続費用補償特約(事業継続サポート補償特約用)Nをセットすると、地震または噴火による火災、損壊<sup>\*</sup>、津波などによって保険の対象が損害を受けた結果、営業を休止したために生じた**休業損失**や**営業継続費用**に対しても保険金をお支払いします。



<sup>\*</sup>噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

今後の30年以内の地震の発生確率が公表されています!



■ 主な都市における地震の発生確率<sup>※1</sup>

所在地	震度5強以上	震度6弱以上	震度6強以上
宮城	43.5%	7.7%	0.8%
東京	91.0%	44.3%	7.6%
静岡	83.6%	72.8%	43.8%
愛知	77.2%	48.0%	10.3%
大阪	71.9%	28.1%	4.3%
広島	68.4%	26.5%	5.0%
福岡	20.7%	6.3%	2.4%

気になる場所の発生確率は?!

出典) 国立研究開発法人防災科学技術研究所 地震ハザードカルテ ホームページより

- (操作方法)
1. 所在地を入力
  2. 「場所を検索」ボタンを押す
  3. 検索結果に表示された所在地をクリック
  4. 「診断する」ボタンを押す<sup>※2</sup>

出典) 国立研究開発法人防災科学技術研究所 地震ハザードカルテ2024年基準より

<sup>※1</sup> 発生確率は、各県庁・都庁・府庁所在地で抽出

(モデル計算条件により確率ゼロのメッシュは白色表示)

出典) 全国地震動予測地図2020年版(地震調査研究推進本部) 今後30年間に震度5強以上の揺れに見舞われる確率(平均ケース・全地震)

<sup>※2</sup> 検索エンジンによってはポップアップブロックの設定をOFFにする必要があります。また、設定を変更しても利用できない場合がありますので、予めご了承ください。

事前に地震リスクに備えることが、企業にとって急務です!!

企業向け地震保険をもっと詳しく。裏面へ

企業財産保険(ニュープロパティガード)

2024.11版

2024年12月1日以降保険始期契約用

■建物、設備・什器等、商品・製品等の損害に対して

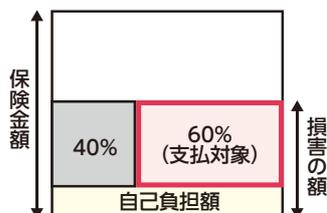
縮小支払方式

契約締結時に縮小支払割合を約定し、罹災(りさい)時には損害の額から自己負担額\*を差し引いた額にこの縮小支払割合を乗じた額をお支払いする方式です。

\*自己負担額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。  
(注)地域ごとに縮小支払割合の上限があります。

【保険金支払例】

保険金額1億円、縮小支払割合60%、自己負担額1万円  
地震による損害の額4,000万円の場合



(損害の額4,000万円-自己負担額1万円)×縮小支払割合60%  
=2,399.4万円

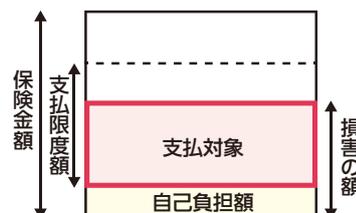
支払限度額方式

契約締結時に支払限度額を設定し、罹災(りさい)時にはこの支払限度額を上限に実際の損害の額から自己負担額を差し引いた額をお支払いする方式です。

(注)支払限度額は原則として1億円が上限となります。

【保険金支払例】

保険金額1億円、支払限度額6,000万円、自己負担額1万円  
地震による損害の額4,000万円の場合



損害の額4,000万円-自己負担額1万円=3,999万円

■休業損失等に対して

地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)N<sup>\*1</sup>や営業継続費用補償特約(事業継続サポート補償特約用)N<sup>\*1</sup>をセットすることで備えることが可能です。

- 公共インフラ寸断による休業損失も補償します!
- 保険金支払の対象となる期間は最長12か月まで設定が可能です!
- 一部休業の場合も補償します!

お支払いする主な保険金	概要	
地震・噴火危険補償特約 (事業継続サポート補償特約用)N 休業損失日額保険金	( 保険金額 × $\frac{\text{売上減少高}^{*2}}{\text{標準売上高}^{*3}} \times \text{休業日数}^{*4} )^{*5}$ + 休業日数短縮費用の額 <sup>*6</sup>	保険の対象である店舗や事務所、作業所などが損害を受けた結果、被保険者に生じた休業損失などをお支払いします。休業損失の額は、保険金額 <sup>*7</sup> に休業日数を乗じた額がベースとなります。
営業継続費用補償特約 (事業継続サポート補償特約用)N 営業継続費用保険金	臨時に支出した追加費用 - 復旧期間内に支出を免れた経常費 - 自己負担額	収益減少を防止または軽減し、営業を継続するために支出した費用のうち、通常要する費用を超える部分(追加費用)をお支払いします。 例) 仮店舗・仮工場賃借費用、外注費用、仮復旧費用、増加した残業代 など

※1 原則として、財物損害補償特約N、地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)Nおよび事業継続サポート補償特約Nをセットする必要があります。  
 ※2 「売上減少高」とは、標準売上高<sup>\*3</sup>から復旧期間内の売上高を差し引いた残額をいいます。  
 ※3 「標準売上高」とは、保険事故による損害が発生する直前の12か月のうち復旧期間に相当する期間の売上高をいいます。  
 ※4 約定復旧期間を限度とします。また、復旧期間から、保険事故の発生した日を含む保険証券記載の免責期間を控除した残りの日数内の休業日数をいいます。  
 ※5 次の算式で求められた額を限度とします。売上減少高 × 支払限度率<sup>\*8</sup> - 復旧期間内に支出を免れた経常費等の費用  
 ※6 休業日数を減少させるために支出した各種追加費用の額をいい、次の算式で求められた額を限度とします。  
 休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数 × 保険金額  
 ※7 1日あたりの粗利益または人件費などを基準に設定します。  
 ※8 「支払限度率」とは、直近の会計年度(1年間)の粗利益の額にその10%を加算した額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。

- 企業向け地震保険の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。
- このチラシは、保険商品の概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社にご確認いただくか、パンフレットをご確認ください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
03-6848-8500  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>